資料（7）（ア）

令和8年度 第2回 地域自立支援協議会 全体会報告事項

【委員以外からの意見の取扱いについて】（案）

1．背景

委員以外の市民や関係者から、協議会に対して意見や提案が寄せられる場合がある。これらの意見を適切に協議会の活動に反映させるための対応方法を整理する。

※白井市地域自立支援協議会設置要綱第11条『この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。』のとおり、この取扱い案については全体会で承認を得ることとする。

2．委員以外からの意見を議題として検討する際の 3 つのアプローチ

方法	内容	具体的な方法
①委員経由の問題提起	委員に地域課題を伝え、全体会や作業部会の場、運営会議の場で委員から問題提起する	・協議会での発言 ・事前協議で発言 ・委員を通じて事務局へ提出
②パブリックコメント・ホームページ等の周知	計画策定時等のパブリックコメント、自立支援協議会の議事録の公表等を活用	それぞれ、指定の方法による
③事務局への申し出、事務局からの提案	協議会で取り上げてほしい議題や内容を事務局から提案。 提案する場を事務局で判断し、事前協議・運営会議等に諮る	要綱第 6 条第 3 項 事前協議・運営会議で協力者として依頼し、会議等で発言。

3．内規・フローチャート化については、以下の理由より不要としたい。

（1）地域自立支援協議会の「裁量的規定」を尊重

総合支援法第 89 条の第3項

「協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。」

要綱第6条第3項

「会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。」

「必要があると認める（た）とき」という表現は、協議会に対して、個別の状況に応じた**柔軟な判断**を求めている。細則化は裁量権を制限する。

（2） 役割分担の固定化を避ける原則

「一旦引かれた境界線が固定化し、かえって制度の狭間をつくることにならないよう、現時点の役割分担を絶対視せず、それぞれに求められる役割を果たしていく柔軟な姿勢が求められます」(ガイドライン 37p)との記載。

（3）**フットワークの軽さの維持**

緊急性のある課題について方向性を出さなければならない場合などは、行政担当者と随時会議を開催できるようなフットワークの軽さも必要。（ガイドライン 29p）

4. 結論

白井市の要綱は既に「会長の判断」という柔軟な規定を持っている。総合支援法やガイドラインに沿い、事務局の判断により、**必要があれば運営会議や事前協議に諮り、状況に応じた判断を行うことが、協議会を活性化させるための最適な方法**であると考える。

3 つのアプローチは、現行要綱の枠内で実行可能であり、新たな規定は不要。

5.③について、取扱いの整理

・事務局は、日時、提出者、概要を記録する。
・提出者に対しては、事務局として協議し、受理の可否を決める旨伝達。
（意見の提出には謝意を示す。取扱いについてのフィードバックは行わない）
・意見の提出を受けた事務局は、もう一方の共同事務局に伝える。
・協議の結果、議題とすることとなった場合は、会長から協力者として会議出席を求める。
・意見として取扱わないとした場合も、事前協議等でコアメンバーに報告を行う。
◎意見として取扱うかどうかの判断→事務局内で行う（要記録）
◎議題化するか→事前協議等の場で行う（これまでと同じ）

（補足）

※委員からの意見を出しやすくし、協議会の活性化を図ることが事務局の役割であるため、基本的には事務局からの議題提案は慎重であるべきだが、計画進捗管理や、相談支援体制のあり方等、必要とされる場合もある。
そのため、事務局内での議題調整の裁量を会長及び委員にある程度許容していただき、協議していく方針としたい。
※事務局内で意見が分かれたような場合は、経緯等を含め会長等コアメンバーへ相談。
※共同事務局の障害福祉課・基幹相談支援センターが意見をすり合わせたうえで進めていくことが重要。（ガイドラインp3）